

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	事務局長	次 長	副 主 幹	担 当	担 当	文書取扱主任		

平成23年 第2決算審査特別委員会 会 議 録

開催年月日		平成23年9月14日(水)・15日(木)・16日(金)		
開催場所		第一委員会室		
出席委員		別紙のとおり	事務局	菊井次長
				寺嶋副主幹
欠席委員		なし		
説明員		別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件			
	認定第2号 平成22年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第3号 平成22年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第4号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第5号 平成22年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第6号 平成22年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第7号 平成22年度滝川市下水道事業会計決算の認定について			
	認定第8号 平成22年度滝川市病院事業会計決算の認定について			
	2 審査月日			
	9月14日から16日までの3日間、慎重に審査を行った。			
	3 審査の結果			
	採決の結果、認定第2号から第8号までの7件については全会一致をもって可とすべきものと決定した。			

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H23. 9. 14(水) 10:00～

第一委員会室

○大谷委員長、堀副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の以上特別会計5件、企業会計2件の計7件となっている。次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。次に審査の進め方について協議する。審査は会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよろしい。か。（よし）そのように決定する。なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容を知り得る方が行っていただきたい。次に市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。（よし）そのように決定する。次に討論だが、付託されている全認定について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、市民クラブ、新政会、公明党、渡辺委員の順とすることでよい。か。（よし）そのように決定する。なお、各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっているので了承願う。最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願う、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。（よし）そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方はいる。か。

副委員長

P335、備考欄に書かれている施設等修繕料が5,500万円ほどあるが、この内訳のわかる資料をいただきたい。

委員長

この件についてほかの委員はどうか。

窪之内

多分計画修繕のところだと思うので、質疑で聞いてもいいのではない。か。

三谷技監

修繕料はいろいろな分野別に分かれており、この金額に対する一括した資料はない。

副委員長

どこの施設のどういうところを修繕したのかだけでもいい。それに幾らかかったという大まかな資料でいい。

委員長

一たん休憩する。

休 憩 11:11

再 開 11:11

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。委員会として資料要求することでよい。か。（よし）所管は用意できる。か。（はい）なるべく早く用意願う。ほかに資料要求される方はいる。か。（なし）資料要求については1件と確認する。以上で審査方法についての協議を終了し、さっそく審査に入りたいがよろしい。か。（よし）それでは日程に従い審査を進める。認定第4号について説明願う。

大平部長

認定第4号 平成22年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（認定第4号を説明する。）

三谷技監
委員長
渡 辺

(認定第4号の詳細を説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① P326、327、先日の本会議で啓南団地の家賃滞納による明け渡し、支払い請求の専決処分があったが、この相手方の滞納額は収入未済額に入るのか伺う。

② 裁判の調停でも市が取得できなかったということで、50万円ほどの不納欠損金が出たのかどうかを伺う。

③ 啓南団地の方は法的手段にかけられたようだが、そういった方は21年度は1件だったが22年度は何件あったのか伺う。

④ P349、本年度の市債が2億7,900万円ほどあるが、この借金を公債費で1億8,000万円程度支払った。こういうペースでは借金が滞ってくる時期が来ると思うが、見通しについて伺う。

⑤ 政策の空き家というか公営住宅があいているということだが、今回の東北の被災地の人々をそこに入居させるといった話があるのか伺う。

⑥ 公営住宅建設の順序について、21年度から10年の計画ができている。経済建設常任委員会などでは資料が出されていると思うが、全議員にわかるように資料を配付していただきたいと思うがいかがか。

委員長

④と⑥については、決算にかかわる質疑とは言えないので取り下げさせていただくことにしたいがほかの委員はどうか。(よし) ①、②、③、⑤について答弁願う。

林主査

② 不納欠損の内訳としては居所不明が6世帯、死亡が2世帯、対象年度については13、16、17年度分で、市営住宅使用料のみで合計49万9,684円である。

③ 22年度中の調停件数は6件で、そのうち調停成立したものが1件、訴訟に移行したものが5件、そのうち和解成立が1件、強制執行が6件となっている。

三谷技監

⑤ 現在市営住宅においては災害等に対応して政策空き家は設けていない。建てかえ用の政策空き家である。災害等が起きたときには、あいている住宅をそれに充てている状況である。今回の東日本大震災の関係では政策空き家を7戸確保している。

林主査

① 家賃の滞納額は収入未済額に入っている。

渡 辺

7戸の住宅については、何か引き合いがあるのか伺う。

三谷技監

震災当初は五、六件問い合わせがあったが、その後は全くないような状況である。そういった問い合わせについては、防災危機対策室のほうから来るようになっている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内

① P326、327の住宅使用料の関係で、あき待ちの抽選への応募が4月と10月に行われると思うが、4月に応募して入居できなかった方は10月にまた新しく応募しなければならないということなので、10月の応募件数が年度末まで含めて何件になったのか伺う。年度末までにあき待ちの方の入居があったのか伺う。

② イヌ、ネコ等のトラブルなどで近隣住民の方から入居者への苦情等の処理がどの程度あったのか伺う。

③ 強制執行件数が6件ということだったが、強制の明け渡しをされた方たちは、引き続き家賃や強制執行にかかったお金を請求されていると思う。前年度からも含めて強制執行を行った人たちの家賃収入は22年度中に入ってきているのか伺う。

④ P334、335、先ほどの資料の15番に除雪のことが載っているが、空き住宅があった場合で通行の妨げになっているときは、建築住宅課として除雪を行っているはずである。一番奥の空き住宅は通行の妨げにならないので行っていないと思うが、そういった箇所はどのくらいあったのか。去年は雪が少なかったということで、年に2回の除雪を行ったと思うが、その辺の状況について伺う。

⑤ P344、345、住宅敷金の払い戻しについて、基金の積み立てとあわせて聞きたい。退去時の敷金を返済する場合は修繕費を引いて支払っているの、ここに計上されているのは実際に支払った金額と理解している。それであれば、基金の積み立てというのは、入居者全員に敷金を返済したとしても余ってくると思うが、修繕に要した費用の部分が基金積み立てとして残っているというふうに理解してよいか。今ある1億円くらいの基金のうち、今全入居者が退去した場合、修繕がなかったとして返済して残る金額があると思うが、その金額がわかれば伺う。

- 高橋主任主事 ① 下半期の登録件数は166件だったが、そのうち69件が入居された。
- 鎌倉副主幹 ② 一日何件という形では整理していないが、年間ベースでは五、六十件苦情が来ている。電話などで連絡があったときには、実際に行って相手の方に注意、指導をしており、8月の家賃を決定する収入申告のときにもペットの飼育禁止という部分、2月には翌年度の家賃決定通知を出す、そのときにも同様にペットについては絶対だめですという形で注意している。新規入居される方については、窓口で入居の制約をいただいております、口頭でも飼ってはいけないということで注意している。
- 林 主 査 ③ 強制執行の中には、月に5,000円、1万円という形で分割納付いただいている方が数人おられる。
- 高橋主任主事 ④ 業者をお願いしているが、昨年度は雪が少なかったので4階建てとかの中耐住宅は雪庇落とし6件、通路除雪6件を行った。大雪が降ったときなど緊急の場合のみ市のほうで対応する形である。
- 窪 之 内 ① 低廉な家賃で住宅を供給するという公営住宅の目的からすると、一時よりはあき待ちで応募されている人が半分くらいに減ってきていると思うが、その要因はどこにあると考えているのか伺う。
- ② イヌ、ネコの関係で新しい住宅では誓約書を書いてもらっているとのことだが、実際はたくさん飼っている方がいる。一定の管理をきちんとしなさいという指導をするということで、苦情があった場合のトラブルについては殺処分などまでは求めていないと思うが、その指導内容について伺う。
- ③ 退去時の修繕費はどこに計上されているのか。敷金基金の払い戻しは全額が計上されてきているので、かかった修繕費もどこかに出てきていると思う。どこの科目に計上されているのか伺う。
- ④ 空き住宅の通路除雪については緊急の場合のみとの答弁だった。一番奥でだれも使わないところはいいが、6軒住宅の真ん中が空いている場合、車を持っている人が通行しようとしても奥からは出られない。その部分については除雪しない、そこに住んでいる人たちでしてくださいということなのか伺う。
- 三谷技監 ① 確かに一時より減ってきている。あいているところは江部乙の江南団地が多いが、古くなってきていることとおふろがないことが理由だと思う。これについては、これからの建てかえの中で解消していくことになると思う。
- ② 飼っていいとは言っていない。飼っている人に対しては改善してくださいということで、殺処分するといったことは言っていない。知人に預けるとかいろいろな方法で団地の外に出してくださいといった指導をしている。
- ③ 弁償金については、決算書P330、雑入に公営住宅弁償金ということで入っている。
- ④ 空き住宅の通路の除雪については、市の除雪の出動と同じく10センチ以上の降雪をめどにして業者委託して行っている。

- 窪之内 ① あき待ちの人たちが一時 200 件を超えていた時期があったと思うが、今は 100 件と少しくらいになっていると思う。空き待ちの申し込み数はここ数年減ってきていると思っているので、その理由について伺う。
- ② 雑入に入って敷金で修繕をした修繕費は、P335 の施設等修繕料の中に含まれていると理解してよいか伺う。
- ③ 通路除雪は実施しているとのことだったが、それは奥まったところも実施していると理解してよいか伺う。
- ④ イヌ、ネコのトラブルでなかなか解決しないところがあったと思うが、解決したと確認してよいか伺う。
- 林主査 ② 雑入の内訳だが、あくまでも退去する段階で弁償金が発生する場合は敷金から弁償金を引くが、その敷金で賄えなかった部分の積み上げである。
- 高橋主任主事 ③ 奥まっっているところや支障のないところは通路除雪を行っていない。
- 三谷技監 ① 最近の状況として、空き待ちの多いところは新しい団地に偏っている。建てかえが終わった江陵団地、銀川団地、みずほ団地などに集中しており、余りに応募数が多いと敬遠する人もいるので、そういったことが理由だと思う。
- 鎌倉副主幹 ④ トラブルの件については、具体的な団地がわからないのでお答えできない。
- 窪之内 団地名は覚えていないが、以前の決算か予算の委員会、近隣と解決していないイヌかネコのトラブルがあったと思うのでお聞きした。現在そういったトラブルが解決していないところはないということであれば結構である。
- 三谷技監 イヌ、ネコのトラブルについては、何年もかかって解決したところもあるが、多くは、現状のままである。市として注意を怠っているわけではなく、厳しく指導している。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 山口 ① 家賃の督促の流れについて、先ほどの答弁で調停以降の部分はわかったが、それまでの流れについて説明願う。
- ② 道営住宅の委託金が 283 戸で 1,560 万円あるが、委託金の単価は住宅が古くなれば変動して下がっていくのか。P337、管理費で 40 万円くらい余っているが、これは返還するのか、もらっているものなのか。委託単価は、市営住宅の管理費と比較してどのようなレベルなのか伺う。
- ③ 先ほど修繕区分別内訳表の資料をいただいたが、基本的に市営住宅に関してはすべて市内業者で行っていると思うが、100%かどうか伺う。事務概要で札幌の基設備研究所というところが設計しているところがある。公営住宅はすべて市内業者ということで地域限定していたと思うが、その辺について説明願う。
- 三谷技監 ① 家賃滞納者は、条例で 3 カ月以上の者を対象にしているが、当市では 2 カ月くらいで徴収員が何度も督促に回っている。それでも払わない人に対しては簡易書留で呼び出し状を送り、こちらに来て説明するように話をしている。その中で来る人は、納付誓約書等を交わして解決する人もいるが、呼び出しにも応じないような人には最終催告という文書を送っている。それでも応じない人には最後に明け渡し請求書を内容証明郵便で送っている。これに応じてくる人は解決することもあるが、応じない人は調停まで行くことになる。
- 高橋主任主事 ② 道営住宅の委託金については、北海道から平成 22 年度から 25 年度まで 4 年間指定管理として受けている。委託金の金額は北海道で算定した基準額で、金額が余った場合は返還する必要はない。
- 三谷技監 ③ 修繕については、市内業者でできるものはすべて市内業者で賄っている。基設備研究所については、市内に設備専門の設計業者がいないので従前下請けをしていたこ

の業者に委託したものである。

② 道営住宅の委託金は約 1,500 万円だが、238 戸で割ると 1 戸当たり 6 万 5,000 円程度になる。この単価については北海道の試算によるが、1 戸当たりにすれば市と似たような単価になると思う。道営住宅は今まで指定管理を受けてやってきているが、特に大きな修繕等については別予算でいただけることになっているので、日常の維持管理、一般修繕についてはこの 1,500 万円の中でやることになっており、特に安いというか無理な金額とは思っていない。

山 口
林 主 査

滞納の関係だが、連帯保証人はどこの時点からかわってくるのか伺う。

連帯保証人には最終催告を送る時点から文書を送っている。入居取り消し通知についても送っている。

三谷技監

補足する。連帯保証人についてはケースバイケースだが、相手と納付誓約等を交わすときに相手の意向を聞きながら、連帯保証人に連絡しますよという話をしながらしているので、早い人は最初の段階から一緒に協議することもある。あくまでも本人主体で行っているが、本人の了解が得られれば連帯保証人も中に入れて協議を進めている。

委 員 長
田 村

他に質疑はあるか。

連帯保証人の制度というのは入居者のための連帯保証ということで、同責任を負うと宅建業法でうたっている。家賃がおくれた時点で、入居者と連帯保証人の両方に連絡する方法がいいと思うがいかがか。

三谷技監

原則は委員が言われるとおりだが、滞納するのは本人の責任なので最初は本人と交渉を進めている。最初から保証人を連れてくるとなると、相手の心情という部分もあってうまくいかないこともあるので、話の中で連帯保証人が必要かどうかを判断しながらやっていきたい。もう少し連帯保証人を中に入れてやったほうがスムーズにいく場合もあると思うので、今後はその方向で検討していきたい。

田 村

最初に入居申し込みをするときに連帯保証人を取っているはずである。そのときに何のための連帯保証人か、払わなかったらこうなるといったことを説明しているはずである。それをわかっていて連帯保証人を引き受けているのだから遠慮することはない。入居者と同等の請求をすべきである。当てにならない連帯保証人なら取らなければいい。契約時にもっときちんと説明して契約するべきである。その辺についてはいかがか。

三谷技監

このやり方で現在のところはそれ相当の収納率を上げていることも事実なので、今のやり方がすべて悪いということではないが、連帯保証人には委員が言われるように同じ責任があるので、入居時に厳しく説明して入居者の了解を得るようにしたい。

委 員 長
荒 木

他に質疑はあるか。

いろいろなうわさがあるので実態があるのかどうか伺う。内縁関係にある方 2 人が抽選に当たって 1 戸を居住用に、もう 1 戸を物置がわりに使っているという実態が 22 年度内にあったかどうか、またはそういう情報を得ているか伺う。

三谷技監

そのようなことは聞いてない。

荒 木

なぜ聞いたかという、管理している行政側を責めているのではなく、本来の使用目的とは外れてくるので、もしそういう実態があるとすれば借りる側のモラルの問題である。婚姻関係にないので両方が家賃を払っていればそれでいいのかという問題もあり、そこまで行政が立ち入れるのかどうかかわからないが、そういう実態がないというふうには押さえているのであればこれ以上質疑のしようがないので、趣旨のみお話しして答弁は要らない。

委 員 長

他に質疑はあるか。

- 副委員長 ① 先ほど修繕の関係の資料をいただいたが、修繕は一定のスパンを設けて定期的に行っているのか、あるいは居住されている方からの苦情を受けて対応しているのか。この辺の区別があれば伺う。
- ② 会計決算説明書の中で、消費的経費節減と、その効率的執行に配意した結果ということで黒字の要因が表現されているが、もう少し具体的に伺う。
- 三谷技監 ① 資料の表は一般修繕ということで、苦情があったものもそうだが入退去に伴う修繕である。そのほかに年次的に行っている計画修繕があるが、それはこの表の中には入っていない。
- ② いろいろな面において節約しながら行ったということである。工事についてもコストを縮減しながら行ったということである。
- 副委員長 ① 計画修繕の中には団地の屋根の塗装なども含まれているのか伺う。
- ② 何かの材料を買うときにも2社に見積もりを出させたとか、仕事をさせる場合にも何社かでやったなど、具体的にコストを下げた手法があると思うので、その辺について明確に説明していただきたい。
- 三谷技監 ① 計画修繕の中には屋根の張りかえや塗装なども含まれている。屋根については10年前から全団地を対象に修繕を行っており、一通り終わっている。
- ② 見積もり合わせ等を行いながら安い業者のほうに発注している。
- 副委員長 10年スパンで全部終わっていると答弁されたが、終わっていないところもあるのではないか。開西団地がそうだと思うがいかがか。
- 三谷技監 開西団地は10年以上かかったかもしれないが一通り終わっている。去年くらいから2回り目ということで緑町団地、開西団地などの古い団地の屋根の塗装等を行っている。開西団地は去年4棟の屋根塗装を行っており、今年度も計画修繕の中で4棟分の予算を持っている。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)
- 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第4号の質疑を終結する。引き続き下水道事業会計に入るが、所管入れかえのため休憩する。
- 休 憩 11:24
- 再 開 11:32
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。認定第7号について説明願う。
- 認定第7号 平成22年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**
- 大平部長 (認定第7号を説明する。)
- 高瀬室長 (認定第7号の詳細を説明する。)
- 委員長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 渡 辺 ① P11、未収金が8,000万円程度となっているが、予算のときには9,300万円程度だった。1年に10%くらいは回収できるとのことだったが、回収率が8.6%くらいになった理由を伺う。
- ② この前の大雨で緑町公民館近くの住民から便器の水が逆流してひどい状態になっているということで電話があった。公民館は大丈夫だったので公民館で用を足すようにということで連絡したが、管渠の状態は災害等がなければわからないのか伺う。
- ③ P18、下水道使用料の中でディスポーザーが70器ほどになったということで割り返すと6,000円程度になるが、これが1年間の使用料なのか伺う。
- 山崎副主幹 ① 当初予算では22年度末に9,300万円の未収金を予定していたが、8,029万4,579円ということで約1,300万円減っている。これについては、現年度分未収金が1,567万9,000円あり、その内訳としては使用料が1,356万円、負担金が182万5,000円、

消費税還付金が29万2,600円となっている。このうち消費税還付金については6月に還付を受けているので収納済みとなっている。負担金については3年間の分割払いとなっており、支払い納期が来ていないものについても未収金に含まれている。当初予算の部分よりも未収金を1,300万円減らしている、これについては収納に関しての努力の部分と不納欠損の若干の増額により縮減が図られたと考えている。

尾崎副主幹

② 9月4日の件だが、污水管と雨水管で污水と雨水を分離して排除している区域だったが、9月2日から大雨で污水管の中に雨水が流入していたということで業者に連絡して手配した。公共枡という宅地の中の污水を排除する枡が水没してトイレの水が流れないという状況だったが、1時間くらいで解消している。ただ緑町の地区については雨が降るとそういう状況になるということで、今後検討したいと考えている。

③ ディスポーザーについては、1カ月525円なので掛ける12カ月で年間1件当たり6,300円の使用料収入となっている。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

① ことしも大雨だったが去年もゲリラ豪雨があったことで、合流式下水道が改善されていない地区においてはゲリラ豪雨等によるいろいろな被害が予想されるということもある。計画的な改善をしてきているのはわかっているが、残されている合流式下水道の延長距離数がどれくらいか伺う。また去年のゲリラ豪雨を受けて計画を前倒しして行う検討をしたのか伺う。

② 下水道が整備された区域でまだ水洗化されていない区域がある。水洗化率の目標は93.4%と聞いているが、22年度中に水洗化された件数と、それによって水洗化率が何%になったのか伺う。

尾崎副主幹

① ゲリラ豪雨の対策については、合流区域の分流化も一つの対策と認識している。合流区域については122.3ヘクタールあり、管渠の延長を33キロ計画しており、22年度末で3,303メートルの整備が終わっているがまだ29キロ余り残っている。長期財政計画に基づき年間1億3,000万円の事業費ということで年間1,300メートルから1,500メートル程度の整備しかできないので、このままいくと相当長期にわたる事業になると考えており、1,500メートルとしても単純計算で20年ほどかかってしまうことになる。地方財政計画に基づきこれ以上事業費をふやすことは経営を圧迫するという試算なので、今現在前倒しはできないと考えている。

山崎副主幹

② 水洗化率だが、水洗化は総件数で250件あった。これはアパート等も含めた件数なので、4戸あたり8戸あたりといった部分も含めての件数である。水洗化率については、平成21年度末で93.3%、22年度末で93.4%と0.1%ふえている。

窪之内

今回4,300万円の当年度純利益が出たということで会計の評価について伺う。ことしの予算のときは平成27年度までは資金ショートしないでやっていけるだろうということだった。前倒しの合流式の改善は無理との答弁があったが、長期的な展望で計画工事を行おうとしているときに、22年度決算についての評価をどのようにとらえているのか伺う。

高瀬室長

純利益として4,300万円の増となっているが、経常収支比率など計数だけで見ていくと非常に厳しい状況というのが現実である。収益的収支だけで物事が成り立たないのが下水道事業である。他会計からの負担金、補助等があって初めて収支が成り立っている状況なので、現時点では黒字になっているが損益分岐的な考えでいくと現状ではチョンチョンという考えなので、これからの長期財政計画上では黒字を何とか維持していくつもりだが、繰り出しなど出す側の今後における今回の震災等のことも考えると安心はしていただけないという状況である。企業なので当然設備投資も進めていかな

委員長

ければならないということもあるので、長期的な視野に立った上で今の段階で合流改善は1億3,000万円程度の予算を組んでいるが、これについてもバランスを見ながら、どのように設備投資をしていくのかということに進めていく考えである。

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第7号の質疑を終結する。以上で本日の日程はすべて終了した。あすは午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 12:16